東京医科歯科大学病院監査委員会規則

（平成２９年３月２３日
規　則　第　３　４　号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学病院（以下「本院」という。）における医療に係る安全管理に関する監査を行うことを目的として、東京医科歯科大学病院監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者　１名以上

(2)　医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（前号に掲げる者を除く。）　１名以上

(3)　その他学長が特に認めた者　若干名

２　前項第１号及び第２号の委員は、本院と利害関係のない者とする。

３　同条第１項の委員は、学長が委嘱する。

４　委員の数は３人以上とし、委員長及び委員の半数を超える数は、本院と利害関係のない者から選任する。

５　本院と利害関係のない者は、次に掲げる各号のいずれにも該当しない者から選任する。

(1)　過去１０年以内に本院と雇用関係にないこと。

(2)　委員に属する年度を含む過去３年度の期間において、年間５０万円を超える額の寄付金・契約金等（監査委員会に係る費用を除く。）を本院から受領していないこと。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

３　委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（業務）

第４条　委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1)　医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について病院長等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。

(2)　監査結果の学長及び病院長への報告

２　委員会は、学長及び病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講じるよう意見を述べることができる。

３　委員会は、第１項及び第２項に掲げる業務について、その結果を公表する。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、第２条第１項第１号及び第２号に掲げる者の中から、学長が委嘱する。

２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（開催）

第６条　委員会は、年２回以上開催するものとする。

（議事）

第７条　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。

２　議事は、委員長を含め出席した委員の過半数で決し、決しないときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第８条　委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（委員名簿及び選定理由の公表・報告）

第９条　学長は、委員名簿及び委員の選定理由について、公表するとともに厚生労働大臣に提出する。

（庶務）

第１０条　委員会の庶務は、病院事務部において処理する。

（雑則）

第１１条　この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１月１６日規則第３号）

この規則は、令和２年１月１６日から施行し、令和２年１月１日から適用する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和６年３月１４日規則第２２号）

この規則は、令和６年３月１４日から施行し、令和５年１月１日から適用する。